

路外駐車場管理規程届

平成 年 月 日

(あて先) 長崎市長

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

平成 年 月 日から供用を開始する 駐車場の管理規程を別紙のとおり定め
ましたので、駐車場法第13条の規定により届け出ます。